

特殊車両の取締りにおける可搬型カメラ管理規程

令和7年9月12日策定

(目的)

第1条 この規程は、特殊車両の取締りのための撮影に用いる可搬型カメラ及び可搬型カメラにより撮影された撮影記録データの適切な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 可搬型カメラ

本市が管理する道路を走行する車両を撮影し、その映像を電磁的記録媒体（以下、「記録媒体」という。）に記録する装置をいう。

(2) 車両情報

車両の画像、車両番号そのほか特殊車両の取締りにおいて必要な情報をいう。

(3) 外付け記憶装置

撮影記録データ及び撮影記録データを解析して得られた車両情報（以下、「撮影記録データ等」という。）を保存するための外付けハードディスクドライブ等をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 可搬型カメラ、記録媒体及び外付け記憶装置を適正に管理するため、管理責任者をおき、大阪市建設局道路河川部調整課長をもって充てる。

2 可搬型カメラの操作及び撮影記録データ等の取り扱いに関する事務を行う者として操作責任者をおき、管理責任者が指名する職員をもって充てる。

(可搬型カメラの操作及び撮影記録データ等の取り扱い)

第4条 可搬型カメラの操作及び撮影記録データ等の取り扱いに関する事務は、管理責任者及び操作責任者（以下、「管理責任者等」という。）が行うものとし、管理責任者は、これ以外の者に当該事務をさせてはならない。ただし、管理責任者等の指示を受けた職員が、その指示された事務を行う場合はこの限りではない。

2 撮影記録データ等の管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正な管理を行う。

(可搬型カメラの運用)

第5条 可搬型カメラは、撮影の都度設置し、撮影終了後は撤去する。

- 2 可搬型カメラを使用する場合は、1人以上の職員は設置場所から離れずに、可搬型カメラ及び記録媒体の盗難の回避等、適切な管理に努めるとともに異常があれば管理責任者等に報告しなければならない。

(可搬型カメラ及び記録媒体の管理方法)

第6条 可搬型カメラ、記録媒体及び外付け記憶装置は、施錠可能な収納庫等に施錠して保管しなければならない。

(撮影記録データ等の保存と削除)

第7条 撮影記録データ等は、外付け記憶装置に5年間保存し、管理責任者等は、保存期間の経過後は、当該撮影記録データ等を削除する。ただし、審査請求の対応等、管理責任者等が職務の遂行上必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

- 2 管理責任者等は、撮影記録データ等のうち保存する必要のないものを削除することができる。

(データ利用の制限)

第8条 管理責任者等は、撮影記録データ等を特殊車両の取締りに限って利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。ただし、第9条第1項各号に掲げる場合を除くものとする。

(データ提供の制限)

第9条 撮影記録データ等は、以下の場合を除くほか、外部に閲覧、貸与、複写提供してはならない。

- (1) 法令に基づく請求があったとき
 - (2) 捜査機関等から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき（なお、提出は原則として検査機関等からの文書による照会を条件とする）
 - (3) 個人の生命・身体又は財産の安全を守るために、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- 2 撮影記録データ等の外部提供に関する事務は、管理責任者が行うものとする。
- 3 管理責任者は、撮影記録データ等の外部提供を行った場合、提供日、その理由、期日、提供を行った相手方の名称・所在地、提供データの内容等を記録する。

(守秘義務)

第10条 可搬型カメラの運用に関わるすべての者は、前条第1項各号に定める場合を除き、撮影記録データ等から知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報漏えい等への対応)

第 11 条 不正行為等による情報の漏えい、滅失、改ざん等の侵害事案が発生した場合、本市は、連絡、証拠保全、被害拡大の防止等の必要な措置を迅速に実施するとともに、再発防止の策を講じるものとする。

(附則)

この規程は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。